

第二章 厚生補導等

一 授業料等

一 授業料分納規程

〔二〕
達示第五号

一九三八(昭和一二)年三月二十六日

授業料分納規程

第一条 通則第二十一条但書ニ依ル授業料分納ニ関スル事項ハ本規程ニ依リ之ヲ処理ス

第二条 分納額ハ左ノ割合ニ依リ毎月十一日迄ニ納付セシム

第一回分	金四拾円	自四月至七月	毎月金拾円
第二回分	金四拾円	自九月至十二月	毎月金拾円
第三回分	金四拾円	一月、三月	金貳拾円 毎月金拾円

第三条 通則第二十二條第二項ノ適用ヲ受クル者ノ分納額

ハ其ノ回ノ分ニ限リ毎月金拾貳円トス

第四条 分納ヲ許サレタル者休學セントスルトキハ其ノ回ノ未納額ヲ納付スルコトヲ要ス

第五条 授業料分納ノ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ願書ニ分納セントスル期間ヲ明示シ事由書ヲ添ヘ學生課ヲ經テ總長ニ願出ツヘシ

第六条 本規程ハ選科生並ニ外國學生ニ之ヲ準用ス

附則

本規程ハ昭和十三年度ヨリ之ヲ施行ス

(第五條中別紙様式省略)

〔注〕一九四四・三・三一授業料等分納規程で廢止。

二 授業料等分納規程

〔三〕

一九四四(昭和一九)年三月二一日

授業料等分納規程

第一条 通則第二十二條第一項但書ニ依ル授業料並ニ第五十四條第一項但書ニ依ル研究料ノ分納ニ関スル事項ハ本規程ニ依リ之ヲ処理ス

第二条 分納月額ハ授業料ニ在リテハ金拾貳円五拾錢、研

究料ニ在リテハ金拾円五拾錢トシ毎月十一日迄ニ納付セ

シム

第三条 分納ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ手續ヲ為スベ

シ

一、特別ノ事由アル者ニ在リテハ様式(一)ノ願書ニ事由書

ヲ添ヘ学生課ヲ經由シテ総長ニ願出ツベシ

二、陸海軍徵集見込ノ者ニ在リテハ様式(二)ノ願書ニ学部

長ノ証明ヲ受ケ會計課ニ提出スベシ

第四条 分納ヲ許サレタル者休学セントスルトキハ其ノ期

ノ未納額ヲ納付スルコトヲ要ス 但シ陸海軍徵集見込ニ

依リ分納ヲ許サレタル者兵役ニ服シタル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

第五条 本規程ハ選科生、専修科生並ニ外国学生ニ之ヲ準

用ス

附則

本規程ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年三月三十一日以前ニ入学シタル者ノ分納月

割額ハ授業料ニ在リテハ金拾円、研究料ニ在リテハ金

八円五拾錢トス

授業料分納規程ハ之ヲ廃止ス

様式(一) 研究料分納願モ本様式ニ準ズ

授業料分納願

本籍

現住所

何学部何学科何年何月入学

氏 名

今般別紙事由ニ基キ左記期間授業料等分納規程ニ拠リ授
業料分納致度学資給与者連署ノ上此段及御願候也

自昭和何年何月分

至昭和何年何月分

昭和何年何月何日

本人 氏 名

住所
本人トノ關係

学資給与者

氏 名

京都帝国大学総長 何 某 殿

様式(二) 研究料分納願モ本様式ニ準ズ

授業料分納願

本籍

現住所

何学部何学科何年何月入学

氏 名

何年何月何日陸(海)軍徴集見込ニ付左ノ期間授業料分納

致度此段及御願候也

自昭和何年何月分

至昭和何年何月分

昭和何年何月何日

本人 氏 名 ㊦

京都帝国大学総長 何 某 殿

(学部長証明例文)

右願出ノ通相違ナキコトヲ証明ス

昭和何年何月何日

学部長 氏 名 ㊦

改正 昭二一・七・三達示一一号、昭三二・四・二二達示一一号、

昭三三・九・一達示七号、昭二四・五・二五達示五号、一〇・

一〇達示二〇号、昭二七・五・二〇達示一一号

(注)一九五三・四・七達示第五号で廃止。

三 国立学校における授業料その他の費用について (二)

文部省令第一八号
一九四七(昭和二二)年八月二十五日

国立学校における授業料その他の費用について、次のように定める。

昭和二十二年八月二十五日

文部大臣 森戸 辰男

学校教育法第六条第二項の規定により、国立学校において徴収する授業料その他の費用に関しては、文部大臣の認可を受けて、校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)が、これを定める。

校長は、休学中の者及びやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対して、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

附 則

この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

この省令は、学校教育法第九十八条第一項の規定により、従前の規定による学校として存続する官立学校において徴収する授業料その他の費用に関して、これを準用する。

この省令適用の際、現に従前の例により、授業料その他

の費用に関して認可された事項は、これを、この省令によつて、認可されたものとみなす。

〔注〕一九六一・四・一 文部省令第九号で廃止。

四 授業料免除減額規程

〔一六〕
達示第二二号

一九四九(昭和二四)年一〇月二五日

授業料免除減額規程

第一条 通則第二十三条第二項による授業料の免除又は減額に関する事項は、本規程による。

第二条 授業料の免除又は減額の許可を受けたい者は、別紙様式の願書に事由書その他必要書類を添え学部長を経由して学長に願出でなければならない。

第三条 授業料の免除又は減額の期間は、その年度に限る。

第四条 免除又は減額の事由がなくなつたときは、その翌月分から年額の十二分の一の割合をもつて授業料を徴収する。

第五条 本規程は、選科生及び外国人学生に準用する。

附 則

本規程は、昭和二十四年十月一日から、施行する。

〔注〕一九五三・四・七 達示第四号で廃止。

五 授業料、研究料免除減額規程

〔一六〕
達示第四号

一九五三(昭和二八)年四月七日

授業料、研究料免除減額規程

第一条 通則第二十三条第二項による授業料及び同第四十条第二項による研究料の免除又は減額に関する事項は、この規程による。

第二条 授業料、研究料の免除又は減額の許可を受けたい者は、別に定める願書に事由書その他必要書類を添え、学部長を経由して、学長に願出でなければならない。

第三条 授業料、研究料の免除又は減額の期間は、その年度に限る。免除又は減額の事由がなくなつたときは、その翌月分から年額の十二分の一の割合をもつて授業料、研究料を徴収する。

附 則

1 この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この規程は、外国学生、委託生、聴講生及び通則第五十一条に定める者の授業料研究料及び聴講料等に準用する。

3 昭和二十四年十月二十五日制定の授業料免除減額規程は、廃止する。

〔注〕一九六一・三・七達示第三号で全部改正。

六 授業料、研究料分納規程

〔六〕

達示第五号
一九五三(昭和二八)年四月七日

授業料、研究料分納規程

第一条 通則第二十三条第二項による授業料及び同第四十二条第二項による研究料の分納に関する事項は、この規程による。

第二条 授業料の分納額は、月額金五百円、研究料の分納額は、月額金七百五十円とし、毎月十日までに納付しなければならぬ。

第三条 授業料又は研究料分納の許可を受けた者は、別に定める願書に分納の期間を明示し、事由書を添え、学

生部を経由して、学長に願出でなければならぬ。

第四条 分納を許可された者が休学するときは、その期の未納額を納付しなければならない。

附則

1 この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十七年三月三十一日以前の入学者については、なお従前の例による。

3 この規程は、外国学生、委託生、聴講生及び通則第五十一条に定める者の授業料、研究料及び聴講料等につき準用する。

4 昭和十九年三月三十一日制定の授業料分納規程は、廃止する。

改正 昭三一・四・一〇達示九号

〔注〕一九六一・三・七達示第四号で廃止。

七 国立学校設置法一部改正(抄)〔授業料免除・猶予規定追加〕

法律第一六号
一九六〇(昭和三五)年三月二日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予)
第十二条 国立学校の校長(国立大学又は国立大学の学部)に附属して設置される学校にあつては、当該国立大学の学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

〔以下略〕

八 国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令

政令第九七号
一九六〇(昭和三五)年四月一日

国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十五年四月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

政令第九十七号

国立学校における授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予に関する政令

内閣は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

(経済的理由等に基づく免除及び徴収の猶予)

第一条 国立学校設置法第十二条の規定による授業料その他の費用(これらに係る延滞金を含む。以下「授業料等」という。)の免除で、経済的理由によつて納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合に係るもの又は同条の規定による授業料等の徴収の猶予は、各年度ごとに、当該年度に係る授業料等について、免除又は徴収の猶予

を受けようとする者の申請に基づき行なうものとする。
この場合において、徴収の猶予の期間は、当該年度をこえて定めないものとする。

(経済的理由等に基づき免除を行なう場合における額の範囲)
附

第二条 前条の規定により免除を行なう場合における当該免除に係る各国立学校ごとの授業料等の額は、文部大臣が大蔵大臣と協議して授業料等のそれぞれの費用について定める額の範囲内において、文部大臣が各国立学校ごとに定める額をこえないものとする。

(やむを得ない事情がある場合の免除)

第三条 前二条に規定するもののほか、休学、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合における授業料等の免除については、文部大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによる。

(実施規定)

第四条 この政令で定めるもののほか、授業料等の免除又は徴収の猶予の実施について必要な事項は、文部大臣が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一

日から適用する。

大 蔵 大 臣 佐 藤 榮 作
文 部 大 臣 松 田 竹 千 代
内 閣 総 理 大 臣 岸 信 介

[注] 一九八四・六・二八政令第三三〇号で廃止。

九 授業料、研究料免除規程

達示第三号
一九六一(昭和三六)年三月七日

授業料、研究料免除規程

第一条 通則第二十三条第二項による授業料の免除および同第四十六条による研究料の免除については、この規程による。

第二条 次の各号の一に該当するときは、授業料、研究料の全部または一部を免除することができる。

一 経済的理由によつて、授業料、研究料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 風水害等の災害を受け、授業料、研究料の納付が、困難と認められる場合

三 死亡または行方不明のため、学籍を除かれた場合

四 通則第十九条第三号により除籍され、通則第十四条

または第三十五条による再入学願い出の期間を満了した場合

五 授業料、研究料の徴収猶予を許可された者が、退学した場合

第三条 前条第一号および第二号によつて、授業料、研究料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書その他必要書類を添え、学部長を経由して、総長に願ひ出なければならない。

附則

この改正は、昭和三十六年三月七日から施行する。

〔注〕一九七八・二・二二達示第五号で廃止。

一〇 授業料、研究料徴収猶予規程

〔六〕 達示第四号

一九六一（昭和三二）年三月七日

授業料、研究料徴収猶予規程

第一条 通則第二十三条第二項による授業料の徴収猶予、

および同第四十六条による研究料の徴収猶予については、この規程による。

第二条 次の各号の一に該当するときは、授業料、研究料の徴収猶予を行なうことができる。

一 経済的理由によつて、納付期限までに、授業料、研究料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 風水害等の災害を受け、授業料、研究料の納付が、困難と認められる場合

三 行方不明の場合

四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

第三条 前条各号によつて、授業料、研究料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書その他必要書類を添え、学部長を経由して、総長に願ひ出なければならない。

第四条 前条の徴収猶予の期間は、当該年度の終りまでとする。

2 特別の事情がある場合は、授業料、研究料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の十二分の一とし、毎月十日までに納付しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和三十六年三月七日から施行する。

2 授業料、研究料分納規程(昭和二十八年達示第五号)は、廃止する。

〔注〕一九七八・二・二一達示第五号で廃止。

一一 国立の学校における授業料その他の費用に関する省

令〔抄〕

文部省令第九号

一九六一(昭和二六)年四月一日

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)第十三条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令を次のように定める。

昭和三十六年四月一日

文部大臣 荒木萬壽夫

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令

(趣旨)

第一条 国立の学校における授業料その他の費用に関して

は、他の法令に別段の定のあるもののほか、この省令の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第二条 国立の学校において徴収する授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)、入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学 部	年額 九、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円	一、〇〇〇 円
大学の大学 院研究科	一三、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

〔京大関係のみ〕

2 留学生課程において徴収する授業料、入学料及び検定料の額は、学部(留学生課程の第一年に係るものにあつては、短期大学)において徴収するこれらの費用の額の例によるものとする。

(中略)

(授業料の徴収方法)

第三条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行なうものとし、それぞ

れの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては四月、後期にあつては十月に徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第四条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第五条 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第六条 特別の事情により、学年の途中で卒業し、又は修

了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業し、又は修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第七条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の二分の一に相当する額とする。

(入学料及び検定料の徴収方法)

第八条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

2 検定料は、入学等の志望を受理するときに徴収するものとする。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第九条 寄宿料の額は、月額百円とする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退学する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(文部大臣の承認を要する費用の額及び徴収方法)

第十條、の省令に規定するもののほか、診療料、検査料、手数料その他の国立の学校における費用に關しては、文部大臣の承認を得て、それぞれその学校の長、附屬学校に於ては、当該大学又は短期大学の学長が定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 国立学校における授業料その他の費用に関する件(昭和二十二年文部省令第十八号)は、廃止する。

3 この省令施行の際第二条に定める授業料の額と異なる額によることとされていた者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

4 この省令施行前において、従前の例により行なわれた文部大臣の認可は、この省令により行なわれた承認とみなす。

改正 昭三六文令一一、昭三七文令一九、文令二四、文令二八、昭

三八文令一三、昭四〇文令一九、昭四一文令七、昭四四文令

一七、文令一八、昭四七文令一三、昭四九文令二〇、昭五〇
文令七、文令三八、昭五一文令一、昭五二文令九、昭五三
文令九、文令二四、昭五四文令七、文令二四、昭五五文令九
文令一一、昭五六文令一五、昭五七文令一五、昭五八文令一
四、昭五九文令五、昭六〇文令一三、昭六一文令一六、文令
二八、昭六二文令二三、文令二八、昭六三文令一一、文令二
〇、文令三九、平元文令五、文令一九、文令二九、平二文令
二八、平三文令二三、文令三五、平四文令一一、文令三六、
平五文令一二、文令二八、平六文令二三、文令四四、平七文
令一一、文令一八、平八文令三五、平九文令二五、平一〇文
令一八

二二 授業料、入学料免除等規程

〔六〕達示第五号

一九七八(昭和五三)年二月二日

京都大学授業料、入学料免除等規程

(趣旨)

第一条 京都大学における学部及び大学院の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の許可(以下「免除等」という。)並びに入学料の免除に関しては、京都大学通則(昭和二十八年達示第三号。以下「通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除)

- 第二条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、第一号に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を、第二号及び第三号に掲げる場合にあつては当該事由発生日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、学部学生の入学した日の属する期分の授業料は免除しない。
- 一 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 授業料の納付期限前六月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前一年以内)において、その者の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

三 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合

2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、第一号から第三号までに掲げる場合にあつては未納の授業料の全額を、第四号に掲げる場合にあつては月割計算に

より退学の日の属する月の翌月以降の授業料の全額を、それぞれ免除することがある。

一 死亡又は行方不明のため除籍された場合

二 通則第十二条第四項の規定により学生の身分を失つた場合

三 通則第十九条第二号の規定により除籍され、通則第十四条又は第三十六条の規定による再入学の願出期間を経過した場合

四 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合

3 休学する者については、月割計算により休学する日の属する月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学の日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。

(授業料の徴収猶予及び月割分納の許可)

第三条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、当該期分の授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することがある。

一 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が

困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 行方不明の場合

三 その者又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

2 授業料の徴収を猶予された場合の授業料の納付期限は、当該期の末日までとする。

3 授業料の月割分納を許可された場合の月割分納額の納付期限は、毎月末日までとする。

(授業料の免除等の出願手続)

第四条 第二条第一項の規定による授業料の免除又は前条第一項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあつては当該学部又は教養部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願ひ出なければならぬ。

一 事由書

二 授業料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書

三 その他当該学部、教養部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 授業料の免除等の出願期日は、各期の初めに告知する。

3 授業料の免除等の願書並びに第一項第一号及び第二号の書類の様式は、総長が別に定める。

(入学料の免除)

第五条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願ひ出により、入学料の全額又は半額を免除することができる。

一 本学の学部を卒業し、引き続き大学院の研究科に入学する者で、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前一年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合

三 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合

2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、未納の入学料の全額を免除するものとする。

一 入学料の免除を願ひ出た後、これに対する決定がなされるまでの間に死亡した場合

二 第八条第二項の規定により入学科を納めるべき場合

において、その納めるべき期間内に死亡した場合

三 通則第十二条第四項の規定により学生の身分を失つた場合

(入学科免除の出願手続)

第六条 前条第一項の規定による入学科の免除を受けよう

とする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部に入学者の場合にあつては当該学部の長を、大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願ひ出なければならぬ。

一 事由書

二 入学科の納付が困難な当該事由を認定することができ、る市区町村長の証明書

三 その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 入学科の免除の出願期日は、入学する者に通知する。

3 入学科の免除の願書並びに第一項第一号及び第二号の書類の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第七条 授業料の免除等及び入学科の免除の決定は、学生

部委員会の議を経て、総長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第二項の規定による授業料の免除及び第五条第二項の規定による入学科の免除の決定は、当該学部、教養部又は研究科の長の申出に基づき、総長が行う。

3 第四条第一項の規定による授業料の免除等の願ひ出及び前条第一項の規定による入学科の免除の願ひ出に対し決定がなされたときは、学生部長は、学部学生又は学部に入学者の場合にあつては当該学部又は教養部の長を、大学院学生又は大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除等がなされなかつた授業料、入学科の納付)

第八条 第四条第一項の規定による授業料の免除等の願ひ出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定、徴収を猶予しない決定又は月割分納を許可しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して三十日以内に納めるべき授業料を納めなければならぬ。

2 第六条第一項の規定による入学科の免除の願ひ出に対し、免除しない決定又は半額を免除する決定がなされた

ときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して十四日以内に、納めるべき入学科料を納めなければならない。

(授業料の免除等及び入学科料の免除の取消)

第九条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、学部学生の場合にあつては当該学部又は教養部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、総長は、当該授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場合にあつては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の金額を速やかに納めなければならない。

第十条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学科料の免除を不正の方法により受けた者又は前条第一項の届出を怠つた者に対しては、総長は、学生部委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学科料の免除を取り消す。

す。

2 前項の規定により授業料の免除又は入学科料の免除を取り消された場合にあつては授業料又は入学科料の全額を、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第十一条 第七条第三項の規定は、第九条及び第十条の規定による授業料の免除等の取消し及び入学科料の免除の取消しがあつた場合に準用する。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に關し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和五十三年二月二十一日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

授業料免除規程(昭和三十六年達示第三号)

授業料徴収猶予規程(昭和三十六年達示第四号)

改正 昭五三・四・一八達示二八号、昭六二・三・一〇達示六号、

平二・一・二三達示一号、平四・六・九達示一七号、平五・

四・一三達示五一号、平八・四・二達示一八号

一三 国立学校設置法施行令（授業料等の免除または徴収の猶予を規定）

政令第三三〇号

一九八四（昭和五九）年六月二八日

第十一十三条 【本文は六五頁参照】

二 寄宿舎

一 寄宿料徴収規程

達示第一五号

一八九七（明治三〇）年一〇月一日

寄宿料納付手続

第一条 寄宿料収納日ハ毎月廿五日トシ当日休暇ニ当ルト

キハ繰下グベシ

但時間ハ其時々之ヲ揭示ス

第二条 寄宿料ヲ納付セントストキハ納附書（第一号）ニ式

ノ如ク記名調印シ之ニ現金并領収証書（第二号）ヲ添ヘ本学

収入官吏ヘ納付シ領収ノ証印ヲ受クベシ

第一号書式

納	一金
附	科大学々生
書	月 日
	証書番号
	号

第二号書式

第 号		寄宿料領収証		科大学々生		納
納額壹箇月金七拾五錢也（但半ヶ月金三拾七錢五厘）						
九月分	月 日 領収	十月分	月 日 領収	十一月分	月 日 領収	
十二月分	月 日 領収	一月份	月 日 領収	二月份	月 日 領収	
三月分	月 日 領収	四月份	月 日 領収	五月份	月 日 領収	
六月分	月 日 領収	七月份	月 日 領収	八月份	月 日 領収	
京都帝国大学主任收入官吏 暢取扱						

改正

明三八・三三・三〇達示一号、明四一・四・六達示七号、明四二・三・三一達示五号、六・一一達示三三号、大・一七・一〇、大・三・七・一一、大・八・六・四、大・一〇・三・一〇、大・一四・三・二四達示二〇号、昭三・一一・二達示一六号、昭二四・五・二五達示六号、昭二五・三・一五達示七号、昭

一八・五・一二 達示二七号

〔注〕一九五九・二・一〇 達示第二号で廃止。

二 寄宿舎宇治寮規程

〔一六〕
達示第一八号

一九五二(昭和二七)年六月二三日

京都大学寄宿舎宇治寮規程

第一条 この寄宿舎は、宇治分校の学生で、入舎希望の者を選考の上収容する。

舎生は、毎年三月三十一日をもつて更新する。

第二条 この寄宿舎に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書及び写真(手札形半身)を添え、所定の期日までに、学生部長に提出しなければならない。

第三条 入舎希望者を選考するため選考委員会を設け、委員に学生部長の委嘱した教官若干名及び学生部厚生課長をあてる。

第四条 入舎の願書を提出した者は、指定の日に、選考委員に面接しなければならない。

第五条 選考委員会の選考に合格したものに、身体検査を経て入舎を許可する。

第六条 入舎を許可された者は、所定の期日までに入舎の手続を了し、入舎しなければならない。事由なく手続を怠り、または入舎しない者は、許可を取消すことがある。

第七条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

その入舎は、月の始めとする。

第八条 入舎を許可せられた者は、寄宿料月額一〇〇円および本学の指定する電力料を毎月所定の日までに、納付しなければならない。

第九条 休学を願出た者は、その許可の日に退舎しなければならない。

第十条 退舎しようとする者は、事由を附して、退舎願を学生部長に提出しなければならない。

第十一条 月の中途において退舎する者は、その月の寄宿料を納付しなければならない。

第十二条 左の事項に該当するときは、退舎させることがある。

一 寄宿舎の秩序をみだしたとき

二 健康上集団生活に不適當と認められたとき

三 所定の期日までに寄宿料および電力料を納付しないとき

第十三条 管理上必要な細則は、別に定める。

附則

この規程は、昭和二十七年六月一日から施行する。

〔注〕一九五九・二・一〇達示第二号で廃止。

三 学生寄宿舎規程

〔一六〕
達示第二号

一九五九(昭和三四)年二月一〇日

京都大学学生寄宿舎規程

第一条 本学の学生寄宿舎は、次の各寮とし、学部学生に限り入舎させる。

京都大学学生寄宿舎吉田寮

京都大学学生寄宿舎宇治寮

京都大学学生寄宿舎女子寮

第二条 学生寄宿舎に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真(名刺型半身脱帽)を添え、所定の期日までに、学生部長あて提出しなければならない。

第三条 入舎希望者については、学生部長が選考を行う。

第四条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によつて行

う。

第五条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。

2 正当な事由なく前項の手続を怠り、または所定の期日までに入舎しないときは、許可を取消すことがある。

第六条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

第七条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。

第八条 寄宿料は、一月月額百円とし、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を十日までに納付しなければならない。ただし、八月分及び九月分は、夏季休暇開始前に納付するものとする。

2 月の中途において入舎を許可された者は、許可のあつた日から十日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、外泊または旅行等のため居住しないことがあつても納付しなければならない。

第九条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示する。

第十条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。

第十一条 在舎期間は、入学年から起算して、正規の卒業

年までとする。

2 ただし、宇治寮については、入学後一年を限度とする。

第十二条 退舍しようとする者は、その事由を記した退舍願を学生部長あて提出しなければならない。

第十三条 学籍を失つたとき及び休学を許可され、または命ぜられたときは、退舍しなければならない。

第十四条 次の各号の一に該当するときは、退舍させることがある。

一 寄宿舎の秩序を乱したとき

二 健康上集団生活に不適當と認められたとき

三 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しないとき

第十五条 必要あるときは、別に細則を定める。

附 則

この規程は、昭和三十四年四月一日から施行する。

次の規程は、廃止する。

京都大学寄宿舎宇治寮規程(昭和二十七年達示第十八号)

京都大学寄宿料徴収規程(明治三十年達示第十五号)

改正 昭三四・三・二総長裁定、昭三六・三・七達示五号、昭三八・

五・二一達示一七号、昭四〇・四・二三達示六号、昭六三・

五・二四達示三二号

三 学内掲示・集会

一 学内掲示等取扱規程

(一六)
告示第一一三号

一九四八(昭和二三)年一二月七日

学内掲示等取扱規程

一、学内の放送、掲示及び配布用、撒布用の印刷物、伝單、流旗その他広告類の取扱は別段の定めある場合を除きこの規程に依ること。

二、本学放声装置の使用は事務局庶務課に予め届出てその承認を受けること。

但しその使用は原則として官庁事項の伝達に限ること。

三、掲示は公用掲示、一般掲示の二種とし、公用掲示は公用掲示場に、一般掲示は一般掲示場に掲出すること。

四、公用掲示は本学名又は部局名をもつてする掲示に限り、その都度予め当該部局長の承認を経ること。

五、一般掲示は公用掲示以外の掲示とすること。

六、一般掲示は事務局会計課に掲示する物を提出してその承認印章を受けること。

七、一般掲示の内学生生徒に関するものは事務局輔導課の輔導のもとに同学会がこれを取扱うこと。

八、一部局限りの掲示は部局長の責任においてこれを実施すること。

九、掲示期間の経過したものは責任者において速かに撤去すること。

十、印刷物、伝單、流旗、拡声器その他広告類については公用のものは公用掲示、その他のものは一般掲示の場合に準じてその手続をすること。

十一、掲示及び配布用、撒布用の印刷物、伝單類の大きさは、原則として日本標準規格B4判以内とすること。

十二、学外者に告知することを主な目的とする集会の掲示については、その場所及び規格を制限しないこと。

十三、前各項の手続に依らないものは取扱部局又は同学会においてこれを撤去没収すること。

十四、この規程は昭和二十三年十二月十日からこれを施行する。^(マツ)

改正 昭三四・一二・八達示二五号

(注) 一九五一・三・二九達示第五号で全部改正。

二 学内集会規程

[六]
達示第二号

一九五一(昭和二六)年二月二八日

京都大学学内集会規程

第一条 学長の管理に属する地域又は建物その他の施設を利用する集会は、本学の主催によるもののほか、この規程による。

第二条 集会の主催者は、次のものに限る。

一、本学職員、学生生徒の団体で、学長の承認したものの

二、官公庁又は団体で、そのつど学長の承認するもの
集会の後援者賛助者等についても、そのつど学長の承認を受けなければならない。

第三条 集会は、次の場合を除き、学外者の参加を許さない。但し、特別の詮議を経た上で許可することがある。

一、卒業生懇談会、学会、講習会等で当該関係特定人を対象とする場合

二、映画会、音楽会、演劇等で単に映写演出のみを行う場合

第四条 学生生徒を構成員とする団体が主催する集会は、輔導部を経てその他のものは、事務局を経て別に定める

様式の集会許可願を学長に提出して、その許可を受けなければならぬ。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。

継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行う場合は、前項の規定にかかわらずそのつど許可を受けることを要しない。

第五条 集会許可願は、集会の三日前までに提出しなければならない。なお、第三条の特別の詮議を経る場合は、五日前までに提出しなければならない。

第六条 主催者、開催場所、参加者の範囲が何れも部局限りの集会については、この規程によつて部局長が取扱う。

附 則

この規程は、昭和二十六年三月一日から、施行する。

(様式)

集 会 許 可 願

左記によつて集会を開催致し度いので許可下さるよう御願ひ致します。

昭和 年 月 日

主催責任者氏名

京都大学長

殿

印

記

一、名 称
一、日 時
昭和 年 月 日

開 会 午後 時 分
閉 会 午後 時 分

一、場 所

一、目 的

一、主 催 者

一、後 援 者 贊助者

一、参加者の範囲及

参加予定者数

一、入場料を徴収す

る場合はその金額

一、会 次 第

改正 昭二七・五・八学長裁定、一一・四達示二三号

三 学内団体規程(抄)

〔六〕

達示第三号

一九五一(昭和二六)年二月二八日

京都大学学内団体規程

第一条 本学の職員又は学生生徒が、学内活動を行う団体を結成するときは、この規程による。

第二条 前条の学内団体は、本学の職員、学生生徒又は特定の本学関係者のみをもつて構成しなければならない。

第三条 職員が、学内団体を結成したときは、事務局を経て学長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、輔導部を経て学長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。

前項の届出又は願出の様式は、別に定める。

第四条 前条により承認をうけた団体に承認事項を守らない行為があつたときは、その承認を取消すことがある。承認を受けた団体は、毎年五月十五日までに承認更新届を提出しなければならない。提出のないときは、解散したものとみなす。

第五条 第三条の規定により届出をなし又は承認をうけた

団体が、解散したときは、学長に届出なければならない。

第六条 団体の構成員の所属が部局限りのものについては、

この規程により部局長が取扱う。

但し、学生生徒を含む団体については、部局長は、学長と協議して取扱う。

附則

一、この規程は、昭和二十六年三月一日から、施行する。

二、この規程施行前に結成された団体もこの規程により取扱う。

〔別紙様式略〕

四 学内掲示等規程

〔七〕

達示第五号

一九五一(昭和二六)年三月二九日

京都大学学内掲示等規程

第一条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝單、流旗、プラカード、立看板および広告類の取扱は公用のものを除きこの規程による。

第二条 掲示は京都大学学内団体規程により学長の承認し

た団体、本学職員学生生徒が行うものに限る。

学外者による掲示については本学が特に必要と認めた広告類に限り許可することがある。

第三条 掲示のうち本学職員によるものは事務局に、その他のものは輔導部に提出して許可をうけなければならない。許可は印章を押捺することによつて行う。

第四条 掲示は本学の定める一般掲示所以外の場所に行うてはならない。^(ママ)

第五条 掲示の大きさはおおむね日本標準規格 B 4 判以内とする。ただし関係部局で特に必要と認め、かつ掲示場所を指定するものに限り日本標準規格 B 2 判(新聞紙二頁大)以内とすることができる。

第六条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については関係部局の指示に従わなければならない。

なお立看板は縦二二〇センチメートル、横四〇センチメートル以内のものとする。

第七条 掲示期間の経過した掲示は責任者において直ちに撤去しなければならない。

第八条 掲示以外の印刷物、伝単、流旗、プラカード、放送、および広告類については掲示に準じて取り扱う。た

だし印刷物、伝単については許可の日付、番号等をこれらに記入することにより許可の印章にかえることができる。

第九条 前各条に反するものは撤去する。

第十条 部局所属の施設を使用する掲示等はこの規程により当該部局長が取り扱う。

附 則

この改正は昭和二十六年四月一日から施行する。

改正 昭二七・五・八総長裁定

四 学生懲戒

一 学生懲戒内規

〔二六〕

一九三七(昭和一二)年四月二二日
評議会決定

学生懲戒内規

第一条 学生ヲ懲戒ニ附スルニハ懲戒委員会ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス但シ譴責ニ処スルヲ相当トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ予メ当該学部長ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第二条 懲戒委員会ハ各学部教授中ヨリ総長ノ命シタル委員若干名ヲ以テ組織ス

第三条 情状懲戒ヲ必要トスルノ程度ニ達セサル場合ト雖モ総長ハ期間ヲ定メ又ハ定メスシテ謹慎ヲ命スルコトヲ得

第四条 学生ヲ懲戒スヘキ場合ニ於テ総長ハ情状ニ依リ期間ヲ定メ又ハ定メスシテ謹慎ヲ命シ懲戒ヲ猶予スルコトヲ得

懲戒ノ猶予ヲ為スニハ懲戒委員会ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第五条 懲戒猶予ノ期間中不謹慎ナル行為アリタルトキハ総長ハ懲戒委員会ノ意見ヲ聞キ懲戒ノ猶予ヲ取消シ停学又ハ放学ヲ命スルコトヲ得

第六条 放学ニ処スヘキ行為ノ嫌疑アル者ニシテ現ニ停学ニ処スルヲ相当トスル場合ニ於テハ総長ハ再度ノ懲戒ヲ留保シ之ニ停学ヲ命スルコトヲ得

〔注〕一九五二・一〇・二〇達示第三二号で廃止。

二 学生懲戒手続規程

〔六〕
達示第二二号

一九五二(昭和二七)年一〇月二〇日

学生懲戒手続規程

第一条 学生の懲戒に關しては、学生懲戒委員会(以下委員会という。)の審議を経なければならぬ。

第二条 学長は、委員会を設けるに先立つてその可否を輔導會議に諮問する。

第三条 委員会は、各学部及び分校の教授のうちから学長が命じた者若干名で構成する。

第四条 学長は、委員会を招集して議長となる。

第五条 委員会は、その審議を終つたとき解散する。

附 則

この規程は、昭和二十七年十月十四日から施行する。

昭和十二年四月二十二日評議會決定の学生懲戒内規は、廃止する。

改正 昭二九・五・二〇学長裁定、昭四三・七・二四総長裁定、平

四・一〇・二〇達示四〇号、平八・五・一四達示四五号

五 入学に関する附則

一 入学ニ関スル附則

一九〇〇(明治三三)年二月二七日

京都帝国大学入学ニ関スル附則

第一条 入学ニ関スル事務ハ本学本部ニ於テ取扱フモノトス

第二条 入学セント欲スル者ハ左ノ時限ヲ以テ左記ノ書式ニ依リ入学願書ヲ差出スヘシ

第一項 高等学校大学予科及文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メラレタル学校卒業者ニ在リテハ甲号書式ニヨリ毎年七月三十一日限り

第二項 本大学分科大学通則第八条第二項ニヨリ入学試験ヲ要スル者ニ在リテハ乙号書式ニヨリ毎年六月十五日限り

第三条 入学スル者ハ左ノ順位ニ従ヒ之ヲ許可スルモノトス

第一項 高等学校大学予科卒業業者ニシテ前年選抜試験ノ成績ニ因リ落撰シタル者

第二項 高等学校大学予科卒業業者ニシテ本年入学ヲ出願シタル者若クハ前年ノ卒業業者ニシテ第一項ニ属セサル者

第三項 他ノ帝国大学学生ニシテ転学ヲ望ム者又ハ当初志望ノ学科ヲ変更セント欲スル者

第四項 文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メラレタル学校ノ卒業者

第五項 前条第二項ニヨリテ出願シ其試験ニ及第シタル者

以上ノ各項ニ属セサル者ノ順位ハ評議會ノ決議ヲ以テ臨時之ヲ定ム

第四条 前条第一項ニ属スル入学志望者ノ数定員ニ超過スルトキハ分科大学通則第七条但書ニ従ヒ入学者ヲ定メ若シ成績同一ナルトキハ抽籤ヲ以テ其先後ヲ定ム

第一項及第二項ニ属スル入学者ノ数合セテ定員ニ超過スルトキハ第二項ニ属スル者ニ限り試験ヲ行フモノトス以下ニ倣フ

第五条 前条ノ選抜試験ニ出席セサル者ハ其順位ヲ次位ニ繰下ルモノトス

第六条 高等学校大学予科ニ於テ追試験ヲ受クル為メ第二条第一項ノ時限ヲ経過シタル者ニシテ九月二十五日迄ニ

入学ヲ出願シタルトキハ欠員アル場合ニ限り之ヲ許可ス
ルコトアルヘシ

第七条 入学ハ宣誓式ニ因テ確定スルモノトス

但病氣其他ノ事故ニ依リ宣誓式ノ当日出席スルコトヲ
得サル者ハ学籍簿ニ自ラ記名スルヲ以テ宣誓ヲナシタ
ル者ト見做シ入学ヲ確定ス

甲号書式(用紙美濃紙) 注意(学校長ノ紹介ヲ経テ出願スル
者ハ卒業証書ノ添付ヲ要セス)

入学願書

私儀貴大学何科大学何学科修業ノ為メ入学致度別紙卒業
証書及履歷書相添此段相願候也

族籍某何男或ハ弟

現住所

年月日

何 某

京都帝国大学総長何某殿

履 歷 書

族籍某何男或ハ弟

何 某

何年何月生

一年月日 何中学卒業

一年月日 何高等学校入学

一年月日 何高等学校何科卒業(卒業証書添付)

賞ヲ受ケシ事項

罰ヲ受ケシ事項

右之通ニ候也

何 某 ㊦

乙号書式(用紙美濃紙) 注意(学校卒業証書証明書等ハ凡テ
正本ヲ差出スヘシ)

入学願書

私儀今般貴大学何科大学へ何々学科修業ノ為メ入学致度
候ニ付御試問ノ上入学御許可被成下度学業履歷書相添此
段相願候也

族籍某何男或ハ弟

現住所

年月日

何 某 ㊦

京都帝国大学総長何某殿

履 歷 書

族籍某何男或ハ弟

何 某

何年月日生

一年月日 何中学校卒業

一年月日 ヨリ年月日マテ何々学校ニ於テ何科修業

一年月日 何々学校ニ入学

一年月日 何々学校卒業

一罰

右之通りニ候也

何 某 ㊟

改正 明三五・五・一七